

開かれた隣保館等の今後のあり方について基本方針（案）
パブリックコメントの実施結果について

実施結果

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1 実施期間 | 令和4年12月1日（木）から令和5年1月4日（水）まで |
| 2 意見者数 | 1人 |
| 3 意見総数 | 7件（意見の内容および意見に対する市の考え方は別添のとおり） |
| 4 意見の反映件数 | 0件 |

周知方法

広報媒体	実績
基本方針案の配架	配架場所（閲覧者数） <ul style="list-style-type: none"> ・人権政策課（0人） ・情報公開室（0人） ・草津市立図書館（0人） ・南草津図書館（0人） ・人権センター（0人） ・各隣保館（1人）
資料送付	送付数：0件（団体0件、個人0件）
個別説明	説明数：0件
市ホームページ	アクセス数：112件（1月5日確認）
広報紙	12月1日号
資料提供	11月25日付け
その他（市LINE）	12月1日付け

基本方針案の概要版掲示施設

- | | |
|---------------------|------------|
| ・各地域まちづくりセンター（14箇所） | ・各隣保館（4箇所） |
| ・草津市立図書館 | ・南草津図書館 |
| ・キラリエ草津 | ・UDCBK |
| ・まちづくり協働課 | |

結果公表の日時

- | | |
|----------|--|
| (1) 公表日時 | 【ホームページ】3月下旬
【広報紙】4月1日号 |
| (2) 公表方法 | ホームページ、広報紙、結果の配架（人権政策課、情報公開室、草津市立図書館、南草津図書館、人権センター、各隣保館） |

提出された意見と市の考え方

No	意見 (ページ数)	市の考え方
1	<p>部落差別解消推進法が施行されて6年がたったが、草津市として部落差別解消推進法の条例の作成がないのか。(1ページ)</p>	<p>この御意見は「開かれた隣保館等のあり方について基本方針」でお示しするものではないと考えます。</p>
2	<p>4館の会館は知っているが、隣保館が草津市に有るのか、隣保館自体を知らない人がいる、そして草津市職員も隣保館を知らない人がいる、草津市として隣保館の認知度を上げるのにどのように考えているのか(2ページ)</p>	<p>基本方針「(1)交流・利用の活性化について」に記載のとおり、隣保館等に触れる機会の創出・拡大、関係機関・団体との連携促進、広報の拡充について、効果的な取組を進め、認知度の向上に努めます。これにより、広く市民に利用されることで、人権意識を醸成させる「きっかけ」が生まれ、その積み重ねによって、同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題の解決へとつながっていくと考えております。</p>
3	<p>今後の指定管理業務を地元NPO法人が担っていくのか(2ページ)</p>	<p>今後の指定管理者の選定については、更新時期に選定方法も含めて検討してまいります。これまでスキルや経験を培ってきた地元NPO法人も選定の対象となるものと考えております。</p>
4	<p>地域の高校生や青年層等の人材発掘についての推進で各地域に何人の高校生や青年層が実在しているかであり、地域によっては高校生と言っても途中退学する所もあり実情は大変ではないか(3ページ)</p>	<p>地域主体の自主活動学級の継続性を高める上で、また自主活動学級に参加する小中学生のロールモデルとして、地域の高校生や青年層の参加が望ましいと考えておりますが、実情に応じて、大学生や教職員をめざす青年層等の参加など、多様な人の協力が大切だと考えております。</p>
5	<p>「一定の地域のための施設」・・・限定的な状況が見受けられるどの様なことで一定の地域として基本方針(案)に書いているのか(4ページ)</p>	<p>従来、隣保館等が行う取組は、一定の地域の福祉向上を目的とするものが中心であったという過去の経過や、隣保館等の利用状況等により、依然、全市的な利用の余地が見受けられることから、</p>

		「一定の地域のための施設」と認識されている可能性について記述をしております。
6	関係機関や活動団体とはどのような機関・団体か、人権センターは今でも行っているがその他の機関・団体は（4ページ）	基本方針「(1) ②関係機関・団体との連携促進」に記載のとおり、各学区の地域まちづくりセンター、サークル等の活動団体や民間企業、大学等、行政機関の各部署などを想定しており、これらと連携することで、人権啓発の広がり拡大を期待しております。
7	行政の相談窓口に通う事はハードルが高い、気軽に相談できる窓口を増やすことができれば相談者の選択肢が増えハードルが下がるとあります。まず行政の相談窓口に通う事は市役所まで遠いという意味か、窓口の接客の問題かどちらかが見えてこない。また相談できる窓口を増やすとは隣保館の事と思うが、相談を受けても限界があり市の担当者に繋いでも対応が悪く、市の担当課の改善も必要となってくるのでは。下から5行目に書いてあるように適切な対応がなされるように環境の充実に努めては。	行政の窓口までの距離が遠いといった物理的なハードルや、堅苦しく相談しにくい、行政に相談しても対応してもらえないのか、問題解決ができるのかといった不安や葛藤等の心理的なハードルを含め、あらゆる面でのハードルを想定しているため、端的に「ハードル」と表記しております。 また、関係機関・団体等との連携体制を構築し、適切な対応がなされるよう、相談しやすい環境の充実に努めます。

▼原案への反映について

パブリックコメントの実施結果による基本方針（案）の修正・変更はありません。

お寄せいただいた御意見は、基本方針に基づく具体的な取り組みにあたっての参考とさせていただきます。